

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

◇条 例

目 次

- 天神川流域下水道条例
- 鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例
- 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
- 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県中小企業調停審議会設置条例の一部を改正する条例
- 鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
- 鳥取県官営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 鳥取県農産物検査条例を廃止する条例

条 例

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例を廃止する条例
鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例及び土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例を廃止する条例
鳥取県砂対策審議会条例を廃止する条例

天神川流域下水道条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第一号

天神川流域下水道条例

(設置)

第一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の二第一項の規定に基づき、天神川流域下水道（以下「流域下水道」という。）を設置する。

(流域関連公共下水道)

第二条 流域下水道に接続する公共下水道は、倉吉市、羽合町、東郷町、三朝町、関金町及び北条町が管理する公共下水道とする。

(委任)

第三条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二号

鳥取県天神川流域下水道管理事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九条第二項の規定に基づき、天神川流域下水道管理事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第二条 この会計においては、天神川流域下水道管理事業負担金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもつてその歳入とし、天神川流域下水道管理事業費その他の諸支出をもつてその歳出とする。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「三、四六二人」を「三、四五八人」に、「七一人」を「七二一人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四号

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(警察官については六十時間)」を削り、「こえない」を「超えない」に改める。

附則第二項を次のように改める。

2 当分の間、第二条の規定により勤務時間が定められている職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

一 第二条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員 毎四週間につき、任命権者が職員ごとに指定する一の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員 毎四週間につき、人事委員会規則の定めるところにより、任命権者が職員ごとに指定する一の勤務日における当該任命権者が指定する四時間(第二条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、当該勤務時間に応じた人事委員会規則で定めるこれに相当する時間)の勤務時間

附則に次の二項を加える。

3 任命権者は、職員の職務の特殊性その他の事由により、前項の規定

により難いと認められる職員については、同項の規定にかかわらず、五十二週を超えない範囲内で定める期間ごとに、勤務を要しない時間として、別に指定する一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる。この場合における指定は、同項の規定による勤務を要しない時間との権衡を考慮して、人事委員会の承認を得て任命権者が定めた基準に従つて行わなければならない。

4 任命権者は、前二項の規定による指定を行つた場合において、公務の運営上特に必要があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、附則第二項に規定する期間又は前項の規定により定めた期間を超えて当該指定を変更することができる。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の三項を加える。

2 当分の間、第二条の規定により勤務時間が定められている職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める勤務時間は、勤務を要しない時間とする。

一 第二条第一項の規定により一週間の勤務時間が定められ、かつ、いずれの土曜日においても四時間の勤務時間が割り振られている職員 毎四週間につき、教育委員会が職員ごとに指定する一の土曜日の勤務時間

二 前号に掲げる職員以外の職員 毎四週間につき、教育委員会規則の定めるところにより、教育委員会が職員ごとに指定する一の勤務日における教育委員会が指定する四時間の勤務時間

3 教育委員会は、職員の職務の特殊性その他の事由により、前項の規定により難いと認められる職員については、同項の規定にかかわらず、五十二週間を超えない範囲内で定める期間ごとに、勤務を要しない時間として、別に指定する一以上の勤務日における勤務時間を指定することができる。この場合における指定は、同項の規定による勤務を要しない時間との権衡を考慮して、人事委員会と協議して教育委員会が定めた基準に従って行わなければならない。

4 教育委員会は、前二項の規定による指定を行った場合において、公務の運営上特に必要があると認めるときは、人事委員会と協議して教育委員会が定めた基準に従って、附則第二項に規定する期間又は前項の規定により定めた期間を超えて当該指定を変更することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第一条中職員の勤務時間に関する条例第二条第一項の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第六条の見出し中「こえる」を「超える」に改め、同条第一項中「正規の勤務時間(職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)第二条及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する

る条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第二条に規定する勤務時間をいう。この項において同じ。)」を「職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)第二条又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号)第二条の規定に基づく勤務時間」に、「行ない」を「行い」に、「こえる」を「超える」に改める。

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第五号

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「鳥取県立歯科衛生士学院」を「鳥取県立歯科衛生専門学校」に改める。

第二条中「鳥取県立歯科衛生士学院(以下「学院」)」を「鳥取県立歯科衛生専門学校(以下「学校」)」に改める。

第三条中「学院」を「学校」に改める。

第四条第一項中「学院」を「学校」に改め、同条第二項中「五千五百円」を「六千五百円」に改める。

第五条第一項中「学院」を「学校」に改め、同条第二項中「千円」を「千五百円」に改める。

第七条及び第八条中「学院」を「学校」に改める。

附 則

1 この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に在学していた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額は、改正後の鳥取県立歯科衛生専門学校の設定及び管理に関する条例第四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県中小企業調停審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第六号

鳥取県中小企業調停審議会設置条例の一部を改正する条例

鳥取県中小企業調停審議会設置条例（昭和三十三年十月鳥取県条例第四

十号）の一部を次のように改正する。

本則中「」第八十一条第二項の規定に基き、同法第八十二条の規定による組合協約に関する重要事項及び中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の二の二の規定による団体協約に関するあつせん又は調停について調査審議するため」を「。以下「法」という。）第八十一条の規定に基つき、次に掲げる事項を調査審議させるため」に改め、本則に次の各号を加える。

一 法の規定により商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項

二 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和五十二年法律第七十四号）第六条第三項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項

三 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第七号

鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例

鳥取県改良普及員資格試験条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(試験方法)

第三条 試験は、筆記試験、口述試験及びその他の試験とし、筆記試験は改良普及員として必要な教養並びに農業(生活改良普及員資格試験にあつては、家政(生活を含む。))。以下同じ。)についての専門的技術及び知識に関する事項について、口述試験は社会常識その他改良普及員として必要な能力について、その他の試験は知事が必要と認める事項について行う。

2 前項に規定する筆記試験は、知事が別に定める必須項目及び選択項目について行う。

第十条第一項中「千円」を「二千円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第三条の改正規定は昭和五十九年四月一日から、第十条第一項の改正規定は昭和五十八年四月一日から、次項の規定は公布の日から施行する。

(鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 鳥取県改良普及員資格試験条例の一部を改正する条例(昭和五十七年十二月鳥取県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条の改正規定中「(生活改良普及員資格試験にあつては、家政(

生活を含む。))。以下同じ。)」を削る。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十七年 富益第二 米子市

大崎 二四 を

五十七年	富益第二	米子市大崎
五十七年	徳尾第一	鳥取市徳尾

に改める。

別表第一の第二種県営住宅の表中

五十七年 小江尾第二 日野郡

江府町大字江尾 二 を

五十七年	小江尾第二	日野郡江府町大
五十七年	徳尾第二	鳥取市徳尾

字江尾	二
	一六

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第九号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例
貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県
条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表の看護職員修学資金の項中「及び第六条」を「、第六条又は第
六十条」に、「及び准看護婦」を「、准看護婦又は看護士若しくは准看護

士」に改め、同表中

金学奨学大策対善改城地

を

金資学奨学大策対善改城地

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例
鳥取県警察職員定員条例（昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号）の
一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「一、〇九〇人」を「一、〇九五」に、「八二
人」を「八三人」に、「四九〇人」を「四九三人」に、「四七六人」を「
四七七人」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県管企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十一号

鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表中

日野川第一発電所

四千三百キロワット

を

日野川第一発電所	四千三百キロワット
佐治発電所	五千キロワット

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県農産物検査条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県農産物検査条例を廃止する条例

鳥取県農産物検査条例（昭和三十一年三月鳥取県条例第二十二号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十三号

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例を廃止する条例

鳥取県生乳取引調停審議会設置条例（昭和三十五年四月鳥取県条例第二十一号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例及び土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十四号

鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例及び土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県土地区画整理事業補償審議会条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十三号）

二 土地区画整理事業の施行地区内における紛争の調停に関する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十四号）

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

鳥取県砂対策審議会条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十五号

鳥取県砂対策審議会条例を廃止する条例

鳥取県砂対策審議会条例（昭和四十五年七月鳥取県条例第三十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。